

幼稚園教育要領は障害児保育を どうとらえているか

石 岡 由 紀

はじめに

幼稚園教育要領が改訂され、施行されてから5年の月日がすぎようとしている。現幼稚園教育要領では、「幼稚園教育は『環境を通して行なうもの』である」ということをその基本的理念に掲げている。そして、ともすればある一定の教師の考え方や慣習という枠組みの中の価値観による十把一束的なとらえ方であったともいえる従来の保育観から「幼児一人ひとりの特性に応じた保育」を基本にする実践の必要性を打ち出している。また、1994年に日本において子どもの権利条約が批准されたことにも見られるように、現在では、従来の教育観や子ども観のパラダイム転換の必要性が迫られているとも言える。

このような時代の流れの中で、現在障害を持つ幼児に対する保育はどのようにとらえられているのであろうか。また、一人の幼児として地域の幼稚園で保育を受けることを希望するというあたりまえの権利はどのように保障されているのであろうか。実際には、地域の幼稚園へ就園することを希望しても、障害の重さや集団適応が可能か否かという点においての選別が行なわれているというのが現状である。これらの現状からは、子どもの権利が真に行使されているとは言い難いと思われる。

本稿では、このような認識から、幼稚園教育の指針とされている現幼稚園教育要領の理念とする「幼児一人ひとりの特性」を重視する考え方が、障害を持つ一人の幼児が幼稚園で保育を受けることについてどのようにとらえているのかを検討したい。

現幼稚園教育要領にみられるパラダイム転換と課題

まず、従来の教育観、子ども観について述べる。高杉は「今まで、ねらいはとかく教育とか保育という、おとな側の要求、教育する側の一方的な願いであったと思うのである。幼児像を描き、それに向かって目的を決め、目標をたてた。したがって、それはひとつの理想像というか抽象的な姿であり、一人ひとりの子どもからすれば、ほど遠いものではないか⁽¹⁾」と指摘している。また、田中の「日本の教育界を支配してきた『教え』『指導する』ことだけを優先させる傾向が幼稚園界においてもその傾向性をもってきたことは否めない⁽²⁾」「子どもというのは、不完全であり、未熟であるから、指導によって不十分なところを埋めてやり、ゆがんでいる部分や突出している部分を直してやらなければならないという指導観が存在している⁽³⁾」との指摘があるように、これまでの幼稚園教育は、一言でいうと教師指導型⁽⁴⁾の保育形態に支えられていたといえる。

そこで、現幼稚園教育要領は、その反省にたち、その基本理念として「幼稚園教育は『環境を通して行なうもの』である」ということを明確化したといわれている。それについて大場は「『環境を通して行なうもの』ということばは、これまでの教育があまりにも教師指導型になっていた傾向に対する反省に基づいて、子どもの自発的・主体的な活動を中心に子ども自身の育ちを見つめ、見通して、支えていく教育の姿勢を打ち出している⁽⁵⁾」と述べている。また、高杉は、幼稚園教育要領改訂の理由について「幼稚園は何か知識や技能を教えるところと考える人が多く、そのために幼稚園教育のあり方がゆがめられてしまう傾向があるために、改めてそれが改善の視点となったのです⁽⁶⁾」と述べている。この指摘からは、現幼稚園教育要領は、近年異常とまでも思える早期教育もしくは早教育の実践にみられる、知識や技能の教え込みに偏りがちな、幼児教育の一面を批判する形で成立しているものとも考えられる。

このように、現幼稚園教育要領がその理念とするところを実践していくには、従来の保育者中心の保育から、子ども中心の保育へ転換していく必要性が迫ら

れている。つまり、環境の中にある人や物とのかかわりの中で、自分自身が感じ、考え、行動することが必要とされるのであり、保育者の持つ従来の教育観や子ども観、さらには常識や慣習といったある一定の枠組みにしばられない保育の展開が求められているものと理解することができる。

しかし、この理念は、現幼稚園教育要領の中で真に遂行されているのであろうか。現にこの「環境」概念に批判的な見解をとる人もいる。たとえば、加藤は、環境領域にあらわされた「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」「〔身近な事象や動植物に対する〕様々なかかわりを通してそれらに対する畏敬の念、生命に対する気持ち、公共心、探求心などが養われるようにすること」の項目について「学校教育をさらに太い線で貫かんとしている国家主義的流れが、幼稚園教育の世界まで反映している姿と表現できるでしょう⁽⁷⁾」と述べ「幼稚園から高等学校までを貫く、教育内容改革のキーワードとして存在する『国旗』と『畏敬の念』。いささか唐突とも思えるこうした項目を、一体どのように読み取れば『子ども中心の保育』と両立させうるのか⁽⁸⁾」と指摘している。加藤は、上記の項目が、国家主義的項目であるとする根拠として「法的性格をもたない保育所保育指針が、これに対応する国家主義的項目を登場させていない事にある⁽⁹⁾」と指摘している。同じく河崎も「幼稚園教育要領では新しくもうけられた『環境』領域の内容として『幼稚園内外の行事において国旗に親しむ』が入れられていますが、自然への畏怖の心情を『愛国心』につなげていこうとする露骨な国家主義的道德心⁽¹⁰⁾」と述べている。さらに、汐見は同項目に対して「『身近な事象や動物』とかかわって、何よりもまず『親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探求心』を養え、ということが基本的なねらいなのです⁽¹¹⁾」と述べ「私は身近な動物を畏れ敬い、あらゆる生命を大切にすることが問題だといっているのではありません⁽¹²⁾」としながらも「そういう心情を子どもたちに育てることが『環境』領域の基本的なねらいであるということを主張するとなれば話は別です⁽¹³⁾」とし、さらにそういうことを公的で、ある程度拘束力をもたせられた文書で現場に強制することについて「一定の価値観を押しつけることになるのではないか⁽¹⁴⁾」と指摘している。そし

て、教育や保育のあり方として『虫さんの生命をも畏れ敬いなさい』ということを通じて子どもに要求するのではなくて、そういう判断そのものは、個々の子どもにまかせて、その前提となる認識——たとえば虫の生命維持の仕組みや、虫の生活のそぶりなど——を丁寧に子どもに育てることに徹すべきだと思ふのです。そこで子どもが学び認識した内容の程度や質に応じて、子どもは身近な動植物の生命を畏れ敬うかどうかを決めていくでしょう⁽¹⁵⁾』と述べている。また田中は、現幼稚園教育要領の「ねらい及び内容」について「確かに今回の要領の『ねらい』は、心情・意欲・態度という抽象的なねらいがあげられているので、ねらいと特定の遊びを結びつけて、指導していくという発想は、旧要領に比較すれば、出にくいように思います。しかし、基本的には遊びを『学習』としてとらえ、そこで達成される『ねらい』を考えていることに変わりはありません⁽¹⁶⁾』と指摘している。

現幼稚園教育要領が、一人ひとりの幼児の特性や、子どもの自主性を重視するという考えに基づき、従来の保育者中心の保育から幼児中心の保育へ改めていくという理念を掲げていることは、評価に値するところであろう。しかしながら、その一方で、ある一つの子ども像がその到達点としてとらえられているのではないかと、また、国家主義的・道徳観が、その背景に存在しているのではないかと、という指摘がなされるような矛盾を内在していることも事実である。このように、現幼稚園教育要領は、その理念とするところと相対した矛盾を孕んでいる。その点は、現幼稚園教育要領の持つ大きな課題といえることができる。

障害児保育観の変遷と幼稚園教育要領

幼稚園教育要領が制定される以前、文部省は、1948年（昭和23年）に幼稚園の教育内容の基準となる「保育要領」を刊行した。これは基準といっても拘束力を持つものではなく、保育の内容や方法についての参考になる手引書というニュアンスの強いものであった。その後、小・中学校の学習指導要領のように、幼稚園においても、もっと明確な教育内容の指標となる基準が必要であるとし

て、1956年（昭和31年）にそれまでの保育要領に代わって作成されたのが「幼稚園教育要領」であった。この幼稚園教育要領は、1964年（昭和39年）に改訂されてから、現幼稚園教育要領の制定に及ぶまで、長年日本の幼稚園教育の指標とされてきたのである。久保は、幼稚園教育要領制定以前に刊行された保育要領の特徴を「幼稚園と保育所に共通して使われる保育の手引きとして構想され、協力して作成されたことによって、制度は二元的であったとしても、保育の内容は共有しええた⁽¹⁷⁾」と述べている。しかしその後幼稚園教育要領が制定されたことによって、幼稚園と保育所における保育内容は、それぞれ別々の素地を作り上げられていくことになったのである。

さて、上記したような、保育要領の刊行や、幼稚園教育要領の制定にみられるように、戦後、幼児の教育や保育環境について、様々な構想がなされていった。その中であって、障害を持つ幼児の保育実践は、その範疇外に置かれるという状況にあった。その当時、障害を持つ幼児の療育の場としては、障害児収容施設への入所が唯一の望み得る選択であった⁽¹⁸⁾とされているように、障害を持つ幼児の保育施策は、その貧困を極めていた。1950年代になり、高度経済成長が推進されていく時代には、健常児が保育所に入所できない状況の中で、手のかかる子どもとして保育所への入所が拒否される⁽¹⁹⁾というのが当時の保育現場における実践状況であったのである。

それでは、当時の幼稚園教育の指針とされていた、旧幼稚園教育要領において、障害を持つ幼児はどのようにとらえられていたのだろうか。旧幼稚園教育要領においては、その中に「障害」という表現は用いられていない。ただ「第三章 指導および指導計画作成上の留意事項」の「指導上の一般的留意事項」において「特に問題行動のある幼児、身体の虚弱な幼児、知恵の遅れた幼児などに対しては、その原因を究明し、適切な指導を加え、また必要に応じて専門家に相談して適切に取り扱うようにすること」と記されている。この内容には、障害を持つ幼児の療育の場として、収容施設が最適であるというのが、社会の常識とされていた当時、幼稚園に就園する幼児の対象は、あくまでも健常児であり、障害を持つ幼児はその対象外に置かれていたというニュアンスが

存在していることは否めない。具体的には「問題行動のある幼児」「身体の虚弱な幼児」「知恵の遅れた幼児」と表現され、そのように表現された幼児を、いわゆる健常児とは異なった特別な幼児としてとらえていることが「原因を究明」もしくは「適切な指導を加え」という表現からうかがい知ることができる。特に「取り扱う」という表現を用いていることについては、これらの幼児を、自分たちと対等の人間として受けとめるという認識が欠如していたのではないかという疑問をぬぐいさることができない。これらの表現は、当時の障害を持つ幼児が置かれていた社会的状況を大きく反映しているものと考えられる。その後1964年に改訂された旧幼稚園教育要領においても、その表現は変わっておらず、現幼稚園教育要領の施行に至るまで、この表現が用いられていたのである。

ところで、旧幼稚園教育要領が改訂された5年後の1969年には「特殊教育の基本的な施策のあり方について」の早期教育の拡充の中で「特殊教育諸学校と地域の幼稚園とが、提携協力して当該幼稚園に心身に障害を持つ幼児を入園させ、特殊教育諸学校の教員が、巡回して特別の指導を行なうこと⁽²⁰⁾」として、障害を持つ幼児が幼稚園で保育を受けることを奨励するための方針を示している。また、障害を持つ人や幼児の生活や教育のあり方を見なおそうというノーマライゼーションの考えが、世界的な潮流の中で台頭してきた1982年に出された「心身障害児にかかる早期教育および後期中等教育の在り方」においては、障害種別に次のように早期教育の在り方について述べている。

・聴覚、言語障害「3歳児以降、比較的軽度な難聴児および言語障害児については、幼稚園において可能な限り受け入れるようにする必要がある⁽²¹⁾」

・精神薄弱児および情緒障害児「障害の比較的軽い者は可能な限り幼稚園で特別な配慮のもとに一般の幼児と共に教育を受けることが適切である。一般的には、同じ遅滞の程度でも年齢が低ければそれだけ発達の差が小さく、一般の幼児と共に教育を受ける意義も大きい⁽²²⁾」

・肢体不自由児「障害の軽い肢体不自由児については、地域の幼稚園において可能なかぎり受け入れるようにする⁽²³⁾」としている。

幼稚園で保育を受ける対象幼児を、比較的障害の軽い者として選別をしている点や、障害を持つ幼児を、いわゆる健常児とは明らかに異なった幼児としてとらえている表現が用いられている点においては、大いに疑問の残るところではあるが、障害を持つ幼児が、地域の幼稚園で保育を受けることを奨励するという方向性が見られるという点は、評価に値するところであろう。

それでは、これらの報告がなされたり、ノーマライゼーションの理念が社会に定着しはじめた時期に改訂された、現幼稚園教育要領では障害を持つ幼児に対する保育をどのようにとらえているのであろうか。現幼稚園教育要領第三章「指導計画作成上の留意事項」の「特に留意する事項」において「心身に障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」とされている。旧幼稚園教育要領において記された「特に問題行動のある幼児」「身体の虚弱な幼児」「知恵の遅れた幼児」との表現は、現幼稚園教育要領において削除されており、あらたに「心身に障害のある幼児」という表現が用いられている。また、旧幼稚園教育要領における「原因の究明」「適切な指導を加える」や「取り扱う」という差別的な表現も削除されている。旧幼稚園教育要領に見られる、障害を持つ幼児に対する表現的な差別感は、薄らいでいるという印象が感じられる。

ただ、特に留意する事項として記された項目であるにもかかわらず、その内容は抽象的であり、具体性に欠けていると思われる。たとえば、心身に障害のある幼児に関しては、なぜ特別に家庭および専門機関との連携を図らなければならないのかという理由や、その方法について、また、障害の種類や程度に応じた適切な配慮とはいかなるものであるのか、その具体的な内容が一切示されていないのである。この点については、加藤の「『要領』が味気ない文言を羅列した文章となってしまった⁽²⁴⁾」との指摘にも合致するように、あいまいで無責任な表現にとどまってしまっているのである。

また、旧幼稚園教育要領との比較においては、障害を持つ幼児に対する特別視は表現上は緩和されているかのような印象を与えるものの、他項において、

あまり使用されていない「指導」という表現が「安全に関する指導」「行事の指導」と並列して「心身に障害のある幼児の指導」として取り上げられている。さらに「集団の中で生活することを通して全体的な発達を促す」もしくは「障害の種類、程度に応じて適切に配慮する」という表現が用いられている。これらの表現が用いられていることに関していうと、未だ障害を持つ幼児に対する特別視もしくは、偏見が持たれているということを如実に表わしているものと考えられる。

本項に見られる、具体性に欠ける表現と、障害を持つ幼児に対する特別視もしくは、偏見に関する現幼稚園教育要領の持つ矛盾点については、次項で検討する。

幼稚園教育要領の矛盾点

現幼稚園教育要領が、幼児一人ひとりの特性や、子どもの自主性を重視するという考えに基づき、従来の保育者中心の保育へと改めていくという理念を掲げながら、その一方で、ある一つの子ども像がその到達点としてとらえられているのではないか、また、国家主義的道德観が、その背景に存在しているのではないか、という指摘がなされるような相対した矛盾を孕んでいることは前述した。

ここではまず「特に留意する事項」において「心身に障害のある幼児の指導」が取り上げられていることについて、現幼稚園教育要領が持つ矛盾について述べる。

上記したように、現幼稚園教育要領においては「一人ひとりの特性に応じた」教育がなされることが幼稚園教育要領の基本であると述べられている。その教育の基本を真に遂行するのであれば、あえて「心身に障害のある幼児」に対する事項として取り上げられる必要はないものと考えられる。一人ひとりの特性に応じた保育を実践するために必要なのは、障害を持っているから、その子どもには特別な配慮が必要だという考え方ではなく、今、その幼児が必要として

いるかかわりを適切に提供するという配慮なのである。つまり、その幼児が障害を持っているとかいないとかという問題ではなく、幼稚園において教育を受ける幼児すべてに対して、その子どもに応じた適切な配慮はなされるべきなのである。一人ひとりの特性に応じた教育の実践を前提にしておきながら、特に留意する事項として上記してきた内容が取り上げられているということは、障害を持つ幼児に対して、いわゆる健常児とは異なった存在としての幼児像が、未だ持ち続けられているということを如実に表わしているといえる。

また、この矛盾点の存在は、幼稚園教育は環境を通して行なうものであるという、幼稚園教育要領の基本ともいえる理念にも大きな影響を与えるものであると考えられる。その理由として前述した汐見論文を例にあげる。氏は「教育や保育のあり方として『虫さんの生命をも畏れ敬いなさい』ということをして直接子どもに要求するのではなくて、そういう判断そのものは個々の子どもにまかせて、その前提となる認識——たとえば虫の生命維持の仕組みや、虫の生活のそぶりなど——を丁寧に子どもに育てることに徹すべきだと思うのです。そこで子どもが学び認識した内容の程度や質に応じて、子どもは身近な動植物の生命を畏れ敬うかどうかを決めていくでしょう⁽¹⁵⁾」と環境を通して行なう保育をとらえている。これを、幼児に対するかかわりに置き換えてみる。障害を持つ幼児に対する差別や偏見を許さない保育を展開していくにあたって、教師がなさなければならないことは「障害を持っている人を差別してはいけません」というような表面的な価値観の押しつけではない。教師が一人の幼児と接する時に、その幼児が障害を持つとか持たないというある枠組みを通して見るのではなく、今そこにいる幼児が必要としているかかわりは何なのかを考え、接していく姿勢こそが必要なのである。その教師の姿勢を通して、幼児は他人(児)にどう接していけばよいのかということをも自分なりに考え、実践していくようになるであろう。一方、教師が、障害を持つ幼児をいわゆる健常といわれる幼児と何か異なった幼児として特別視するという環境の中にあっては、そこにある一つの偏見を生み出すことになり、その偏見を助長していくことにつながっていくのではないかと考える。

幼稚園教育の指針とされる幼稚園教育要領において、幼児一人ひとりの特性に応じた保育を実践することをその教育理念に掲げながら、障害を持つ幼児に対して特別な配慮が必要である、ととらえている矛盾点には、障害を持つ幼児に対するある種の偏見が存在しているということを否定することはできない。

次に、具体性に欠けるあいまいな表現について、現幼稚園教育要領の持つ矛盾について述べる。「心身に障害のある幼児の指導にあたっては、家庭および専門機関との連携を図って」と述べられているが、果たして現在幼稚園が、信頼して継続的に連携をとることができる専門機関は存在しているのだろうか。もちろん皆無であるということはないと思われるが、そのような専門機関の存在が十分でないということは明らかであろう。また、障害を持つ幼児が在籍している、いないにかかわらず一人ひとりの幼児の特性に応じた保育を展開していくにあたって、一人の教師が、1学級40人の幼児一人ひとりの特性に応じた保育を展開していくことは果たして可能なのだろうか。現在の「幼稚園設置基準」において定められている「一学級の幼児数は四十人以下を原則とする」という内容が、現幼稚園教育要領改訂にあたって、見なおされることもなく、放置された状況にあることも、現幼稚園教育要領の持つ矛盾点としてと指摘することができる。

もちろん、専門機関といわれる施設や専門家をただ配置すればよいとか、1学級の幼児数を少なくすればよいというような単純な問題ではないことはいうまでもない。しかしながら、理念だけが先行し、その方法論や改善策が提示されない無責任な状況の中で、理念遂行を真剣に検討すればするほど、それらの矛盾に混乱が生じることはいうまでもない。

結びにかえて

現幼稚園教育要領は、一人ひとりの幼児の特性をふまえ、環境を通して行なうことを、幼稚園教育の基本としている。それは、従来の教師指導型の保育の反省にたち、子どもを中心とした保育への転換を求めている点において評価さ

れるべきものであると考えられる。しかしながら、その高い理念の背景には、未だ多くの矛盾点が存在していることは否めない。本稿においては、現幼稚園教育要領の中で、障害を持つ幼児の保育がどのようにとらえられているのかという視点にたって、その矛盾の存在を指摘してきた。「子どもの権利条約」においては「家庭」「教育」「福祉」「医療」「文化」「労働」「情報」「司法」「安全」「平和」など、あらゆる面で子どもの権利の実現が「子どもの最善の利益」にそって行なわれることを提起している。しかしながら、現実には障害を持つ幼児が、地域の幼稚園で保育を受けることを希望していても、その実現がなされないという事実が存在しているのである。本来子どもが持つべき権利（子どもの最善の利益）が、正しく行使されているとは言い難いその状況に対して、今なされなければならないのは、ハード面における整備の拡充もさることながら、現幼稚園教育要領が、その理念に掲げながらも、様々な矛盾を内在させたまま遂行できずにいる教育観のパラダイム転換ではないだろうか。

現幼稚園教育要領が施行されて、5年がすぎようとしている。果たして幼稚園教育の現場において、その教育観や保育実践そのものに、変化は見られているのだろうか。この課題を検討するにあたっては、保育者に対する意識調査や実態調査等を実施し、幼稚園教育現場における保育実践の検討がなされる必要があるだろう。

《註》

- (1) 高杉自子 『新しい幼稚園教育要領とその展開』 チャイルド本社 1989 P.43
- (2) 田中未来 『幼稚園教育はどう変わるのか』 明治図書出版 1989 P.66
- (3) 同上 P.68
- (4) 教師指導型保育について田中は「この年齢の子どもには、この内容が適切であろう。この時期にはこの教材を提供して、この遊びを展開することが望ましいであろうと教師が日々の保育を設定し、子どもは、その提供された遊びをこなしていくというものである。いわゆる設定保育がその最たるものであるといわれているが、その他、自由保育と命名されている保育の中にあっても、同じ発想の上で成立しているものが存在しているものとも考えられる」と述べている。
同上 P.66～P.71

- (5) 大場牧夫 『新・幼稚園教育要領 環境』 明治図書出版 1990 P.10
- (6) 高杉自子 『幼児と保育』 小学館 1989
- (7) 加藤繁美 「新保育所保育指針をどうみるか」 現代と保育 24号 1990 P.22
- (8) 同上 P.22
- (9) 同上 P.22
- (10) 河崎道夫 「幼児期における『環境教育』への接近」 現代と保育 24号 1990 P.75
- (11) 汐見稔幸 「科学的認識と『畏敬の念』について」 現代と保育 24号 1990 P.48
- (12) 同上 P.49
- (13) 同上 P.49
- (14) 同上 P.49
- (15) 同上 P.51
- (16) 田中義和 「遊び観とその指導論の検討」 現代と保育 24号 1990 P.58
- (17) 久保いと 「保育要領の思想」 現代保育 VOL 42 1994 P.32
- (18) 清水貞夫・小松秀茂 『統合保育その理論と実際』 学苑社 1987 P.12
- (19) 同上 P.11~P.13
- (20) 特殊教育総合研究調査協力者会議報告 『特殊教育の基本的な施策のあり方について』 1969 P.3
- (21) 特殊教育研究調査会協力者会議報告 『心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方』 1982 P.5
- (22) 同上 P.7
- (23) 同上 P.9
- (24) 加藤繁美 「新保育所保育指針をどうみるか」 現代と保育 24号 1990 P.21